

川崎市ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税を行った者に対して返礼品等を提供する川崎市ふるさと納税推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税制度 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号）第1条に規定するふるさと納税制度をいう。
- (2) ふるさと納税 ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をいう。
- (3) ふるさと納税事業 寄附者に対して返礼品等を提供する川崎市ふるさと納税推進事業をいう。
- (4) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。
- (5) 寄附者 ふるさと納税を行った者をいう。
- (6) 返礼品等 ふるさと納税事業において寄附者に提供する地元特産品等で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (7) 返礼品等取扱事業者 返礼品等を取り扱う事業者をいう。
- (8) 民間ポータルサイト 返礼品等の閲覧やふるさと納税の受付が可能なインターネットサイトをいう。

(対象とする寄附)

第3条 この要綱は、ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを經由して申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものに対し適用する。

(ふるさと納税の申し出等)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出るものとする。

- 2 前項の規定による申し出の方法は、民間ポータルサイト上の所定の申込フォームへの入力、又はふるさと納税申出書（第1号様式）の提出によるものとする。
- 3 寄附金は、天災等のやむを得ない理由により返礼品等の提供ができなくなった場合を除き、収納手続き後は、原則返還しない。

(寄附金の使途)

第5条 本市に対しふるさと納税をしようとする者は、前条第1項の規定によるふるさと納税の申し出の際に、寄附金の使途となる施策分野を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定があった場合には、当該寄附金は当該施策分野の財源にするものとする。
- 3 第1項の規定による施策分野は、第1号様式中、「使途」において定められるものとする。

(寄附金受領証明書等の発行)

第6条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金受領証明書及び礼状を発行するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、当該寄附者から求めがあったときは、当該寄附者に対し、寄附

金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第五十五号の五様式）を送付するものとする。

（返礼品等の提供等）

第7条 市長は、寄附金が納付されたときは、寄附金の額に応じ、当該寄附者に対し、返礼品等を提供するものとする。ただし、当該寄附者が返礼品等の提供を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の返礼品等の提供は、本市の区域外に住所を有する者に対してのみ行う。

3 返礼品等の提供は、返礼品等取扱事業者が返礼品等を寄附者に送付することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定により寄附者へ返礼品等を送付した返礼品等取扱事業者に対し、返礼品等の代金を支払うものとする。

（事業者への業務委託）

第8条 市長は、事業者にふるさと納税事業の推進に関する事務を委託することができる。

（公表）

第9条 寄附者等の公表については、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱第8条の規定を準用する。

（所管）

第10条 この要綱に定めのある事務は、財政局財政部資金課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税事業の実施に必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式 ふるさと納税申出書

(宛先)川崎市長
私は、川崎市に対して次のとおり寄附します。

★印は必須項目です。必ずご記入ください。(裏面にもございます)
到着後1週間以内に寄附申込書(本書)の返送をお願いします。

申込日: 年 月 日

★ 寄附者情報(※寄附金受領証明書・お礼の品発送先)

フリガナ				電話番号	ご自宅:		
氏名					携帯番号:		
住所	〒	-		都 道 府 県		区 市 郡	
メールアドレス	(メール環境のない方は不要)						

★ 寄附・使途情報

金額				円	最低寄附金額5,000円以上ご寄附をされた川崎市外在住の個人の方に寄附金額に応じてお礼の品を進呈します。川崎市内在住者につきましてはお礼の品は発送されません。(純粋寄附となります。)			
寄附について	☐	お礼の品を希望する			☐	お礼の品を希望しない(純粋寄附)		
支払方法	☐	納付書払い	使用できる金融機関は下記の通り。後日お送り致します。 (1) 横浜銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、東日本銀行、きらぼし銀行、静岡銀行、群馬銀行 (2) 川崎信用金庫、城南信用金庫、世田谷信用金庫、芝信用金庫、さわやか信用金庫、横浜信用金庫 (3) 神奈川県医師信用組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合 (4) セレサ川崎農業協同組合、中央労働金庫 (5) 神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行・郵便局				手数料無料	
	☐	その他	「納付書払い」がご利用頂けない場合は次の部署までご相談下さい。 JTＢふるさと納税コールセンター 050-3146-8458					
使 途	★いずれか一つレ印をご記入ください(ご指定がない場合は、市長おまかせ とさせていただきます)							
	☐	市長おまかせ			☐	安全・安心		
	☐	健康・医療・福祉			☐	こども・教育		
	☐	文化・芸術・スポーツ			☐	環境・公園・みどり		
	☐	動物愛護			☐	都市拠点の整備・地域経済・臨海部の活性化		
	☐	市民自治のまちづくり			☐	市民ミュージアムの被害復旧		

★ お礼の品のご指定(※公開中のお礼の品のみ受付可能となります)

※期間限定・数量限定の謝礼品は、インターネット申し込み限定となりますのでお選びいただけません

	お礼の品番号	お礼の品(品名)	数量	寄附額
1				
2				
3				
※取得できるポイントにつきましては、本申込での使い切りとなり、ポイントを残すことができませんので、ご了承くださいませ。			合計	

▼ お礼の品のお届け先 ※寄附者情報と異なる場合のみご記入ください

フリガナ				電話番号			
氏名							
住所	〒	-		都 道 府 県		区 市 郡	

※裏面もご記入下さい。

川崎市ふるさと納税申出書【寄附申込書】

★ ワンストップ特例申請書(寄附金税額控除に係る申告特例申請書)について

☐	ワンストップ特例申請書を希望する	生 年 月 日	年	月	日
☐	ワンストップ特例申請書を希望しない	性 別	男性	・	女性

★ 下記注意事項を必ずご確認の上、同意しますにチェックをお願い致します

1. 川崎市外在住の個人の方にお礼の品をお贈りします。川崎市在住の方にはお礼の品はお贈りできません。

2. 寄附申込書の到着と寄附金の入金を確認ができ次第、お礼の品を準備し発送いたします。

3. 寄附金受領証明書等は「申込者情報」の氏名・住所で発行します。

4. 本年所得について、寄附金控除を受ける場合には、寄附金受領証明書等の領収日が本年中であることが必要です。領収日は、納付書の場合は、金融機関での「納付日」となります。

5. お礼の品の確認及び送付等を行うため「申込者情報」及び「寄附情報」等を川崎市が委託する株式会社JTBと共有します。

6. 市町村によって寄附のお礼の仕方は様々です。各自治体のふるさと納税寄附金制度をよくご確認の上、お申込みください。

7. 申込時点ですでにご希望のお礼の品が品切れになっている場合は、恐れ入りますが、その他のお礼の品をお選びいただきますようお願い申し上げます。

以上の確認事項に同意します

☐

チェック☑をお願いします

▼ アンケートにご協力ください

■川崎市ホームページへの寄附者情報(氏名・寄附金額・使い道)の掲載

☐	希望する	☐	希望しない
--------------------------	------	--------------------------	-------